

公 示

(天塩川下流 自然環境広報外活動について)

次のとおり公示します。

令和8年4月30日

支出負担行為担当官
北海道開発局 留萌開発建設部長 財津 知亨

1 公示の概要等

(1) 公示の目的等

河川法第99条に基づき、天塩川下流 自然環境広報外活動の委託に関し、委託先を選定することを目的とする。

なお、委託先の対象は、河川法施行規則第37条の6に基づき河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

(2) 業務の概要

天塩川下流の自然環境について広報を行うため、地域に対して自然環境の話題を紹介するためのニュースレター作成及び自然環境解説を行うものである。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 本業務の受託を希望する者は、下記2に掲げる委託先の資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料を基に採点による資格審査等を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす受託希望者の中から1者を選定し委託する。

(7) 委託費は実費相当額とし、上記(5)の選定後に発注者の積算した委託料の限度額をもって委託先に選定された受託希望者と協議を行い、協議成立後に契約書を締結するものとする。

2 委託先の資格要件

委託先の対象となる者は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

(3) 当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成

1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。)

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書 (鮮明であれば写しでも可)

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類 (鮮明であれば写しでも可)

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(5) 予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号) 第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (上記 (4) の書類を提出した者を除く。) でないこと。

(7) 申請資料の受領期限の日から契約締結の日までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」 (平成 1 3 年 1 2 月 1 8 日付北開局会第 6 1 1 号) 又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領 (昭和 6 0 年 4 月 1 日北開局工第 1 号) に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

北海道開発局 留萌開発建設部 契約課 課長補佐 (需品担当)

所在地: 〒077-8501 北海道留萌市寿町 1 丁目 68 番地

電話: 0164-42-5831

(2) 業務委託説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和 8 年 4 月 3 0 日 (木) から令和 8 年 5 月 1 9 日 (火) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。(ただし、最終日は午後 1 時まで)

イ 交付場所

(ア) 北海道開発局 留萌開発建設部

契約課 需品スタッフ

電話 0164-42-5831

(イ) 北海道開発局 留萌開発建設部

幌延河川事務所 総務課

電話 01632-5-1231

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、直接交付を受けることが困難な場合は、郵送等による交付を行うので、上記 (1) の担当部局に申し出ること。この場合、送料は郵送等を希望する者の負担とする。

(3) 申請書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月30日（木）から令和8年5月19日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし、最終日は午後1時まで）

なお、提出期間内に申請書類が到達しなかった場合は受け付けない。

イ 提出場所

〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地

北海道開発局 留萌開発建設部

契約課 課長補佐（需品担当）

電話 0164-42-5831 アドレス:hkd-rm-jyuhin@gxb.mlit.go.jp

ウ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着。）又は電子メールにより提出すること。

4 その他

詳細は業務委託説明書による。